



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 1 8 2 0 1 4 年 0 7 月 1 7 日

南スーダン共和国における商標出願

南スーダン共和国は 2011 年 7 月 9 日にスーダン共和国より分離独立した。スーダン商標登録の権利は南スーダンには及ばないこととなった。

南スーダン法務省は、経過憲法第 198 条に基づいて 1969 年スーダン商標法に従うとの決定をくだした。第 198 条は、当該憲法の規定の下で新たなアクションがなければ、南スーダンの現行法が効力を有し、現行の全ての機関はその機能及び義務を継続して遂行すると定めている。現在、商標法案が国会に提出されているが、当該法案が通過するまで旧スーダン商標法の規定に従い、法務省に出願することができる。

現在出願された商標は新法が施行された場合でも効力を有することになるので、南スーダンにおいて商標の保護を望む場合は、直ちに出願することをお勧めする。

商標出願の必要書類は以下の通りである。

1. 委任状(要公証)
2. 法人証明書(会社登記簿抄本・謄本)(要公証)
3. 他国における商標登録証明書
4. 商標見本 15 枚(ワードマークでない場合)

(情報提供:LYSAGHT & CO.)